

## <対策のポイント>

農業知的財産管理支援機関が一元的に品種開発者やグローバル産地が連携した海外の育成者権の取得に向けた**市場規模や侵害リスク情報の収集や侵害状況の監視・把握、農業分野での特許・商標の取得及び活用に向けた情報提供**を行うとともに、農業分野の特殊性を踏まえた**営業秘密等を保護するための指針を策定**します。

## <事業目標>

海外における権利行使数の増加（200件 [令和10年度まで]）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 海外における育成者権の取得に向けた情報提供

農業知的財産管理支援機関が一元的に海外の知的財産権として保護する必要がある**優良な植物新品種**について、**海外の市場規模や侵害リスク情報等**を収集し、品種開発者やグローバル産地に**提供**します。

### 2. 海外における優良品種の侵害対策の強化に向けた情報提供

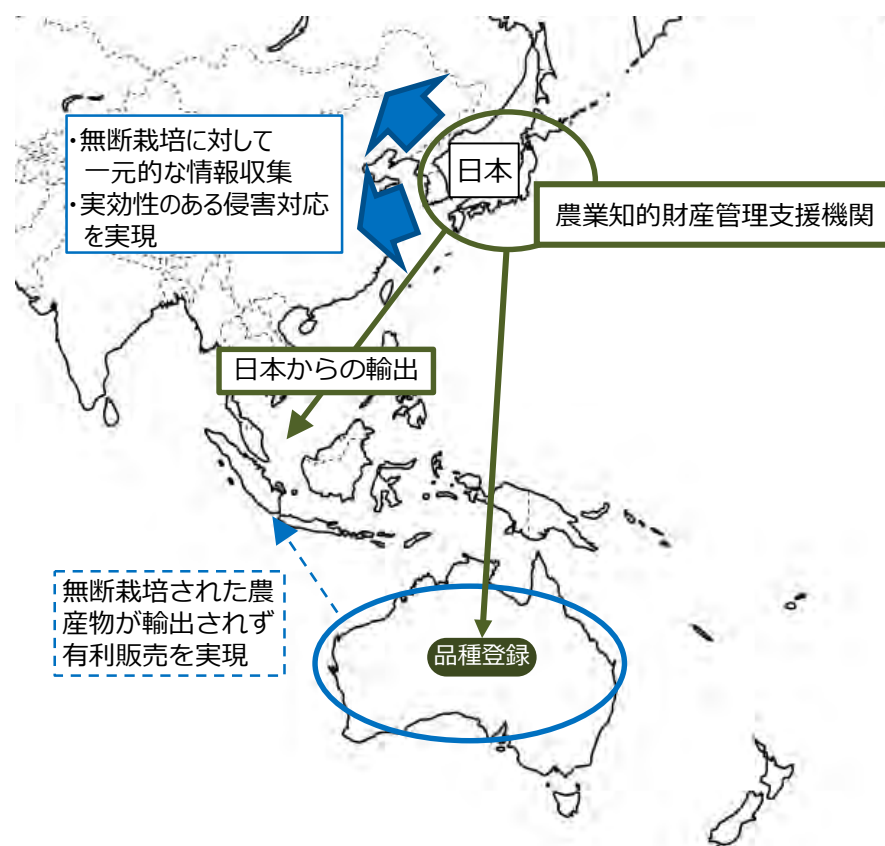
農業知的財産管理支援機関が一元的に**海外の侵害状況を監視・把握**し、品種開発者やグローバル産地に**情報提供**するとともに、**効果的な侵害対策を助言**します。

### 3. 農業知的財産に関する相談窓口の設置

農業知的財産管理支援機関に「知的財産相談窓口」を設置し、一元的に農業分野での**特許・商標の取得及び活用**に向けた**情報**を品種開発者やグローバル産地に**提供**します。

### 4. 農業分野の技術的知見の流出防止対策

農業知的財産管理支援機関が農業分野の特殊性を踏まえた**営業秘密等を保護するための指針を策定**します。



## <事業の流れ>

